

西武学園文理中学校 樹徳の会会則

設立の趣旨

本校は、校訓である「誠実・信頼・奉仕」の精神を基調として、実践的な全人教育の展開を目指している。この教育の中で培う「樹徳の心」の育成は、本校教育の根幹にかかわるもので、保護者の積極的参加が必須となる。このため、次のねらいの下に「樹徳の会」を設立する。

- (1) 若樹を育てるごとく多感な青年期に気品高い徳性を育成する。
- (2) 文理ファミリー愛を育て、生涯にわたっての「心友」を持つことを図る。
- (3) ジェントルマンとレディー育成を目指し、国際人としての知識・教養を身に付けさせる。

第1章 名称および事務局

第1条 本会は「西武学園文理中学校樹徳の会」と称し、事務局を本校内におく。

第2章 目的

第2条 本会はジェントルマンとレディーの育成を目指す「樹徳の会設立の趣旨」に基づき、本校教育の充実・発展を助長することを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校の密な連携、および生徒の安全と福祉の増進。
- (2) 品位ある生徒の育成を図るための諸活動の援助。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動。

第4章 会員

第4条 本会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 本校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- (2) 賛助会員
 - ア 本校の卒業生の保護者、またはそれに代わる者。
 - イ 本校教職員
 - ウ その他、本会の趣旨に賛同する者。

第5章 役員等

第5条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 学年委員 若干名

2 本会に顧問および相談役をおくことができる。

第6条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 幹事は本会の庶務および会計にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 学年委員は各学年委員会の所掌業務を担当する。

第7条 役員等の選出および委嘱は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長および監事は、会員の中から運営委員会において選出し、総会で承認する。
- (2) 幹事は会長がこれを委嘱する。
- (3) 学年委員は、各学級より若干名ずつ選出する。
- (4) 顧問は運営委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (5) 相談役は、校長がこれにあたる。

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第9条 本会の会議は総会、運営委員会および学年委員会とし、会長が召集する。

第10条 総会は年1回開催し、次の事項を決定する。

- (1) 会則の制定および改正
 - (2) 事業報告および決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 事業計画および予算
 - (5) 会長、副会長および監事の承認
 - (6) その他
- 2 次の場合に、臨時総会を開くことができる。
- (1) 3分の1以上の会員から開催の要請があり、会長が必要と認めた場合
 - (2) 会長が必要と認めた場合
- 3 総会成立の定員数は、全会員数（家庭数）の2分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第11条 運営委員会は、会長、副会長、監事、幹事および正副各学年委員長をもって構成し、本会の運営に関する所要の審議等を行う。

第12条 各学年委員会は、学年・学級の教育活動に協力する。

第7章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金および資産から生ずるその他の収入をもってこれにあてる。なお、「バザー」等の本会の事業による収益金は別会計に計上し、支出についてはその用途を運営委員会で審議し決定する。慶弔見舞金は別に定めた細則より支給する。

第14条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額30,000円とする。
- (2) 賛助会員は、年額一口1,000円以上とする。

第15条 新入正会員は、入会金として5,000円を納入する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 附 則

第17条 本会の運営について必要な細則の制定、改廃は、運営委員会において行うことができる。ただし、その結果を次期総会に報告し承認を受けるものとする。

第18条 本会則は、平成5年4月1日より施行する。

第9章 慶弔見舞金細則

見舞金	金額	慶弔金	金額
教員・生徒	5,000円	生徒本人	20,000円
		生徒父母	20,000円
		生徒兄弟姉妹	10,000円
		教員本人	20,000円
		教員配偶者	10,000円
		教員父母・実子	10,000円

*生徒本人、生徒実父母、教職員本人には、花輪または生花を加える。

*見舞金の対象は病気、怪我で入院5日間を超える者とする。

*慶弔金対象者のうち教員は中学校所属の教員のみとする。

*その他の場合、その都度決定する。

*本細則は、平成11年9月1日より施行する。